

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則

◇告 示 鶏等の移入の禁止の解除

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の決定

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(四件)

出納長の権限に属する事務の委任

◇公 告 狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六
十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第二号中「いか釣漁業」の下に「又は沖合底びき網漁業」を加え、
同表の第七号中「ぶぐ」の下に「ひらめ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百五十六号

昭和五十八年五月鳥取県告示第四百九十九号(鶏等の移入の禁止につい
て)は、廃止する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十七号

八頭郡船岡町大字殿五三九前田義孝ほか二十一人の者から設立認可申請のあつた大伊土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十八日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年五月二日付けで日野郡日南町印賀一一四板倉勇ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大宮地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百五十九号

昭和五十八年四月十四日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（安田地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十号

昭和五十八年六月十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（北条（大谷）北条川）地区農業用排水事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字早稲田二〇七一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字三谷二九七六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷二の五四・二の七三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、二の一九六、二の一九七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字奥ノ谷一〇四八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字古用瀬字赤松奥本谷六五七（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定
に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任さ
せたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定

により告示する。

昭和五十八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期 日	会 場
「民謡ふるさと歳時記」	昭和五十八年九月三日	米子市公会堂
落 語 鑑 賞 会	昭和五十八年九月七日	倉吉福祉会館
大阪フィルハーモニー 交響楽団演奏会	昭和五十八年十月二十五日 昭和五十八年十月二十七日	鳥取市民会館 境港市民会館

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 中村 登

三 委任期間

昭和五十八年八月一日から同年十一月五日まで

公 告

鳥獣保護及狩獣ニ関スル法律（大正7年法律第92号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和58年 8月 2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を所持している者で、これと同種の狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和58年 8月23日 (火)	9時から	日野郡日野町根雨140番地1 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
昭和58年 8月24日 (水)	"	八頭郡家町大字郡家100番地 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
昭和58年 8月26日 (金)	"	鳥取市東町1丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第23会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者

昭和58年 8月27日 (土)	"	米子市糺町一丁目160番地 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
昭和58年 9月 1日 (木)	"	倉吉市東城城町2番地 中部総合事務所大会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者

3 講 習

(1) 科 目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時 間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視 力

(2) 聴 力

(3) 運動能力

5 受検申込手續

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、そ

の裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期限

鳥取県鳥取地方農林振興局管内	昭和58年8月20日（土）	まで
鳥取県八頭地方農林振興局管内	昭和58年8月19日（金）	まで
鳥取県倉吉地方農林振興局管内	昭和58年8月27日（土）	まで
鳥取県米子地方農林振興局管内	昭和58年8月22日（月）	まで
鳥取県日野地方農林振興局管内	昭和58年8月18日（木）	まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,500円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7304）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。